申告・記帳・決算
新規開業・法人設立
労働保険・一人親方
税金相談・法律相談
《相談は大宮民商へ》

大宮民商News

大宮民主商工会〒330-0856 さいたま市大宮区三橋 3-262
TEL:048-623-6731　FAX:048-622-7162　営業時間:9 ～ 17 時
休み:土日祝　WEB http://www.ohmiyaminsyo.jp/index.html
ホームページ　twitter

2021 年
（令和 3 年）
3月 29日
第 1100 号

【一人親方特別労災保険】更新時期です

対象者へ案内状を郵送済みです。更新する人は３月末日までに保険料を払い込んで民商へご連絡ください。

入金・連絡無き場合は自動的に３月末で脱退となります。

所得税の申告納付期限

4月15日

振替納税の納付期限は
5 月 31 日

消費税の申告納付期限

4月15日

振替納税の納付期限は
5 月 24 日

中小企業庁　裏面も参照

一時支援金の申請について

申請するには、**登録確認機関で事前確認を受ける**ことが必要です。登録確認機関は

- **税理士事務所**
- **銀行、信用金庫**
- **商工会議所**

などです。顧問税理士がいる事業者は、まずそちらに問い合わせましょう。いない場合は、事業用の口座がある、または融資を受けたことがある金融機関に問い合わせてみましょう。税理士にも金融機関にもツテがない場合は、商工会議所へ問い合わせてください。

さいたま商工会議所 大宮支所 ☎ 048-646-4141
さいたま商工会議所 与野支所 ☎ 048-855-8011
さいたま商工会議所 浦和支所 ☎ 048-838-7701

※ 3 月 24 日以降、一時支援金事務局による登録確認機関が設置される予定。

《予　定　表》
3/30（火）**婦人部会** 13:00 ～
4/15（木）確定申告 期限日

埼玉県感染防止対策協力金

第７期（3/22～3/31）が実施されています

営業時間は夜 21 時まで、酒類の提供は夜 20 時までとすること。その他支給要件は第 6 期までとほぼ同じ。

※通常時に午後 9 時以降も営業していた店舗が支給対象になります。

埼玉県感染防止対策協力金

時短営業に協力した飲食店は申請しましょう！

第 4 期（1/12 ～ 2/7）**申請受付は 3 月 26 日で終了しました**
第 5 期（2/ 8 ～ 3/ 7）**申請期限は 4 月 23 日まで**
第 6 期（3/ 8 ～ 3/21）**申請期限は 5 月 12 日まで**

必要書類（詳細は埼玉県 HP を確認してください）

①申請書（県 HP からダウンロード）
② 本人確認書類のコピー（免許証など）
③ 通帳のコピー（振込先口座の）
④ 店舗の外観全体・店名が分かる写真
⑤ 営業に必要な許認可証のコピー
⑥ 営業時間短縮の状況と酒類提供時間が分かる書類のコピーまたは写真
⑦『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』を店頭に掲示している写真
⑧「埼玉県 LINE コロナお知らせシステム」の QR コードを店頭に掲示している写真

申請手続きが不安な方は民商へご相談ください

さいたま市小規模企業者等給付金

みんなのさいたま市をつくる会と民商、土建で要望書を提出した成果が実りました。

新型コロナの影響で売上が落ちた事業者のうち、時短営業協力金の対象になっていない事業者に対し 10 万円が支給されます。詳細は 3 月下旬以降に市のホームページで公表予定。民商ニュースでも詳細分かり次第お伝えしていきます。

さいたま市長選立候補予定の前島ひでおさんと共に要望書を提出しました。

☆班集金・個別集金ともに 15 日集金へのご協力をお願いします。☆相談・来所時は事前に電話予約してください。

〈税金〉期限までに申告・納税をしないと、納付すべき税額に対し最大で年 14.6%の延滞税を課される。

☆☆中小企業で最大 60 万円、個人事業主で最大 30 万円☆☆

中小企業庁 一時支援金 の概要

給付対象（下記の全てに該当する事業者）

○緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること。

○ 2019 年比又は 2020 年比で、2021 年の 1 月、2 月又は 3 月の売上が 50% 以上減少していること。　○給付後も事業継続の意思があること。

飲食店の時短協力金（感染防止対策協力金）を受け取る事業者は対象外です。

給付額　（上限：中小企業 60 万円、個人事業主 30 万円）

2019 年 or 2020 年 1 ～ 3 月売上合計 － 2021 年の対象月の売上× 3

申請方法

1. **一時支援金ホームページで仮登録して申請 ID を発番する。**
↓
2. **※登録確認機関による事前確認**（事業の実態確認）を受ける。
↓
3. 一時支援金 WEB サイトで、もしくは予約してサポート会場で申請する。

埼玉県サポート会場：さいたま商工会議所会館 1F（〒 330-0063 さいたま市浦和区高砂 3-17-15）

電話予約窓口（オペレーター対応）**0120-211-240**　8:30 ～ 19:00（土日・祝日含む全日）

※登録確認機関は、顧問税理士、口座がある金融機関、商工会議所などです。顧問税理士がいる場合はまずはそちらへ、次に口座がある金融機関へ、最後に商工会議所へ問い合わせましょう。一時支援金ホームページには「３月２４日からは事務局にて税理士の協力を得た上で登録確認機関を設置する」との告知があります。

登録確認機関で事前確認してもらう際に必要なもの

①本人確認書類（法人は履歴事項全部証明書）

② 2019 年分＆ 2020 年分の確定申告書（法人は 2019 年 1 月から 3 月まで及び 2020 年 1 月から 3 月までその期間内に含む全ての事業年度の分）

③ 2019 年～ 2021 年対象月 各月の売上台帳、請求書、領収書など

④ 2019 年 1 月～の通帳（事業取引のもの）

⑤宣誓・同意書

⑥取引先情報一覧（名称、住所、電話番号）

申請期間

３月８日～５月 31 日

詳しくは「一時支援金」のホームページでご確認ください。
https://ichijishienkin.go.jp/

QR コード